

特別養護老人ホーム さくらぎの里 利用料金表（2割負担）

令和6年4月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	日常生活 継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅳ1）	個別機能訓練加算（Ⅰ）	食事負担	居住費	1日の利用料	30日の 合計金額
		要 介 護	1	1,340円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円
	2	1,480円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,145円	184,350円
	3	1,630円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,295円	188,850円
	4	1,772円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,437円	193,110円
	5	1,910円	92円	12円	26円	66円	24円	1,445円	3,000円	6,575円	197,250円

特別養護老人ホーム さくらぎの里 利用料金表（3割負担）

令和6年4月1日～

負担段階 4段階	区分	基本料金	日常生活 継続支援加算	看護体制加算（Ⅰ）	看護体制加算（Ⅱ）	夜勤職員配置加算（Ⅳ1）	個別機能訓練加算（Ⅰ）	食事負担	居住費	1日の利用料	30日の 合計金額
		要 介 護	1	2,010円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円
	2	2,220円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	6,995円	209,850円
	3	2,445円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,220円	216,600円
	4	2,658円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,433円	222,990円
	5	2,865円	138円	18円	39円	99円	36円	1,445円	3,000円	7,640円	229,200円

各種加算料金表（2割、3割負担の方は負担割合に乗じた額が加算料金となります）

加算名称	算定要件	加算料金
福祉施設初期加算	入所後から30日間。30日以上入院後の再入所した場合。	30円/日
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づいて各種療養食（糖尿病、腎臓食など）を提供する場合。	1食 6円
再入所時栄養連携加算	入所者が医療機関に入院（施設退所）し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、当該医療機関と相談の上、栄養ケア計画を作成し当施設に再入所した場合。	1回 200円
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者	1回 70円
経口移行加算	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合。	28円/日
経口維持加算（Ⅰ）	摂食障害がある方の経口摂取維持するための栄養管理を実施した場合。	400円/月
経口維持加算（Ⅱ）	摂食障害がある方の経口摂取維持するための栄養管理を実施した場合。	100円/月
認知症専門ケア加算	認知症の方に対して認知症ケアに関する専門研修を修了した者が介護サービスを提供した場合。	3円～4円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断したのに対して、介護福祉施設サービスを行った場合。	入所日から7日間 200円/日
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50で除した得た数以上配置。低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同で作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施。栄養状態のリスクが低い利用者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること。利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	11円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。	20円/月
個別機能訓練加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定していること。口腔管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。入所者ごとに、機能訓練指導員が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報および入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること。共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、機能訓練指導員等の関係職種間で共有していること。	(Ⅰ) 12円/月 (Ⅱ) 20円/月 (Ⅲ) 20円/月 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)は併算可
口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	①歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回受けた場合。 ②口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔管理の実施に当たり必要な情報を活用した場合。	①90円/月 ②110円/月
排せつ支援加算	排泄に介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回評価を行い、その結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当該情報等を活用。その結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる利用者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排泄に介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続実施した場合。	10円/月
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症、疾病の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を「3か月に1回」厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40円/月 50円/月
ADL維持等加算（Ⅰ）	①利用者（評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であること。 ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目において、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属するつきごとに厚生労働省に提出していること。 ③利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値について、利用者等から整備ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いたものを評価対象利用者とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。	30円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	①ADL維持加算（Ⅰ）の①と②の要件を満たすこと。 ②評価対象利用者等の調査済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算不可。	60円/月
福祉施設外泊時費用	病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊された場合、1月に6日を限度（月をまたぐ場合は最大で12日間）1割負担額の変わりにご負担となります。	246円/日
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。 入所時に1回のみ加算となります。	20円/1回
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。	10円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータのオンラインでの提出を行うこと。	100円/月
協力医療機関連携加算	①入所者等の病状が急変した場合等に、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者等の病状が急変した場合等に、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。	100円/月
新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。※現時点で指定されている感染症はない。	240円/日
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者1人につき1回に限り算定する。	250円/回
介護職員等処遇改善加算	利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。介護職員処遇改善加算は、1か月の基本報酬と各種加算・減算を合計した単位数に、加算率を掛けることで算定します。計算結果に、端数が生じた場合は、1単位未満の端数を『四捨五入』します。 ①処遇改善加算Ⅰ ②処遇改善加算Ⅱ ③処遇改善加算Ⅲ	①8.3% ②6.0% ③3.3%
介護職員等特定処遇改善加算	『経験・技能のある介護職員』に重点化して、これまでの介護職員処遇改善加算に加え、更なる処遇改善を行うための加算介護報酬算出方式に基づき算出した額の請求になります。1か月の基本報酬と各種加算・減算（介護職員処遇改善加算を除く）を合計した単位数に、加算率を掛けることで算定します。計算結果に、端数が生じた場合は、1単位未満の端数を『四捨五入』します。 ①特定処遇改善加算Ⅰ ①特定処遇改善加算Ⅱ	①2.7% ②2.3%
介護職員等ペースアップ等支援加算	対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり月額平均9,000円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出します。事業所の判断により、他の職員の処遇改善の取入に充てることができます。	1.6%

☆介護保険外各種サービス利用に伴う料金

理容サービス	実費
電化製品利用料	月1,000円（使用、未使用に関わらず持ち込みした時点で料金が発生します。）
レクリエーション費用など	要した費用の実費（例）お茶会 和菓子代500円
複写物の交付	1枚につき 10円
協力病院以外の送迎	1キロ30円×走行距離（往復距離）